

公益社団法人青森県診療放射線技師会法人賛助会員に関する規程

令和元年9月29日制定

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、法人賛助会員の権利について定める。

(定義)

第2条 この規程における法人賛助会員とは、定款第5条第1項第2号に定める本会の目的に賛同して入会した団体とする。

(入会)

第3条 法人賛助会員になろうとする団体は、定款第6条に定めるところにより、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第4条 法人賛助会員は、定款第7条に定めるところにより、会費納入規程に定められた額を支払う義務を負う。

2 法人賛助会員の会費は、会費納入規程第3条第2項第2号に定めるところによる。

(任意退会)

第5条 法人賛助会員は、定款第8条に定めるところにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第6条 法人賛助会員が定款第9条各号に該当するに至ったときは、除名される。

(会員資格の喪失)

第7条 法人賛助会員が定款第10条各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(権利の消失と義務の免除等)

第8条 法人賛助会員は、定款第11条に定めるところにより、その資格を喪失したときは、本会に対する法人賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、法人賛助会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(権利)

第9条 法人賛助会員の権利は、定款第12条に定める総会に関する権利を除き正会員と同等であり、法人賛助会員は、定款第5条に定めるところによる会員として本会が主催・共催する学術大会、研修会及び講習会等（以下「学術大会等」という。）へ参加する権利を有する。ただし、招聘する講師等が学術大会等の対象を正会員に限ることを申し出たときは、会長が判断し参加の権利を制限することがある。

- 2 前項にある学術大会等に参加するときは、正会員と同等に定められた参加費等を負担する。その場合、法人賛助会員に所属する社員等に個人単位に参加費を課す。
- 3 法人賛助会員には、前項にある参加費について団体単位に負担を課さない。
- 4 本会が主催・共催する学術大会等において、団体として参加を求めるときは、法人賛助会員の団体を優先する。また、その学術大会等に参加する団体に参加費を課す場合は、法人賛助会員の団体を優遇する。
- 5 法人賛助会員は、法人賛助会員の団体が主催・共催する研修会等について、本会ホームページを通じ、無償で広報を本会に依頼することができる。
- 6 法人賛助会員は、会長が理事会に報告して定めた期間に限り、本会のホームページにバナーの掲載およびリンクを設けることができる。ただし、ホームページへの掲載・改修等に係る費用は、当該賛助会員が負担する。

第10条 本会が主催・共催する学術大会等において、法人賛助会員と業務上提携している団体が参加を希望した場合は、その学術大会等に限り法人賛助会員と同等として扱う。

- 2 本会から非会員の団体に参加を求める場合は、会長が理事会に諮り、承認を得ることにより、その学術大会等に限り法人賛助会員と同等として扱う。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、令和元年9月29日より施行する。